

IASB Update 2018 年 4 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 4 月 24 日（火）と 25 日（水）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [基本財務諸表](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [のれんと減損](#)
- [動的リスク管理](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [適用](#)

関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 5 月 21 – 25 日

2018 年 6 月 18 – 22 日

2018 年 7 月 16 – 20 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2018 年 4 月 24 日に会合し、経営者業績指標及び経営者が定義した調整後 1 株当たり利益（調整後 EPS）に関する要求事項について議論した。

経営者業績指標に関する要求事項の明確化（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、経営者業績指標に関する提案についての議論を 2018 年 2 月のボード会議から継続した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. すべての企業は、経営者の見方で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標（1 つ又は複数）を識別しなければならない。この指標は次のようなものであろう。
 - i. 多くの場合、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 81A 項で要求されている小計又は合計である。その場合には、企業はこの指標を識別しなければならない。
 - ii. 場合によっては、IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている小計又は合計ではないが、それらの小計又は合計を補足する指標として経営者が識別したものである。そのような指標は、経営者業績指標である。
- b. 下記の要求事項が、上記 a(ii) に記述した経営者業績指標に適用される。
 - i. 当該指標と IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計との調整表を注記において示す。
 - ii. 当該指標には、利用者の誤解を招かないように明瞭かつ理解可能な名称を付ける。
 - iii. 下記の開示が、2018 年 1 月のボード会議で審議会が要求すると暫定的に決定した開示に加えて要求される。

1. 当該指標が企業の財務業績に関する有用な情報をどのように提供するのかの説明
2. 当該指標は企業の財務業績についての経営者の見方を提供するものであり、必ずしも他の企業が提供している指標とは比較可能ではない旨の記述

これらの提案の目的上、IAS 第 1 号の第 81A 項には、同項における既存の小計と、本プロジェクトの一環として開発された新たな小計の提案（例えば、投資・財務・税金前利益）が含まれる。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に条件付で賛成した。その条件とは、経営者業績指標は、財務業績のより良い見方を提供するのではなく、IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている小計及び合計を補足する追加的な情報を提供するものであることを文案作成において明確化することである。

この暫定的決定は、2017 年 12 月と 2018 年 1 月に行われた審議会の暫定的決定を更新するものである。これは、経営者業績指標に関する注記での開示要求のみを記述している。したがって、IAS 第 1 号の第 85 項から第 85A 項に従った財務業績の計算書における追加的な小計の表示には影響を与えない。

審議会は、b(i)に記述した調整表を財務業績の計算書の下に示すのではなく、注記において開示することを要求するという 2018 年 1 月の暫定的決定を再確認した。

経営者が定義した調整後 1 株当たり利益（調整後 EPS）（アジェンダ・ペーパー11B）

審議会は、企業が経営者業績指標を識別する場合には、次のことを要求されると暫定的に決定した。

- a. 注記において、当該経営者業績指標と統合的に計算された調整後 EPS を開示する。調整後 EPS の分子を計算するために、企業は経営者業績指標に下記の調整を加えなければならない、他の調整を加えてはならない。
 - i. IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計（すなわち、前記のアジェンダ・ペーパー21A の b(i)における経営者業績指標の調整表のために使用した小計又は合計）と親会社の普通株主に帰属する純損益（すなわち、EPS の分子）との間のすべての収益又は費用を加算又は減算する。
 - ii. 経営者業績指標が税引前及び／又は非支配持分控除前の指標である場合には、経営者業績指標と IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の差異に係る税金及び／又は非支配持分の影響についてさらに調整を行う。

14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。

- b. 調整後 EPS の分子と EPS の分子との差異のそれぞれについて、税金及び非支配持分の影響を区分して開示する。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。

審議会は、企業が調整後 EPS を財務業績の計算書において表示することを禁止すべきであると暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、企業が他の調整後 EPS を開示することを引き続き認めることを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

企業が複数の経営者業績指標を識別する場合には、上記の要求事項がすべての経営者業績指標に適用される。しかし、審議会は、複数の調整後 EPS に関する開示の免除を設ける方法を考慮する提案を今後の会議に提出するようスタッフに依頼した。

今後のステップ

審議会は、今後のボード会議で本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2018年4月24日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の一部についてスタッフが現在開発している2つの代替的なアプローチについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2018年4月25日に会合し、のれんと減損のプロジェクトに関する議論を継続した。

審議会は、企業結合で取得した識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めることは検討しないと決定した。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

審議会は、このリサーチ・プロジェクトにおける次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかを議論した。審議会はこの問題について決定を行わなかった。審議会が協議文書の形式を決定できるようにするため、審議会はスタッフに次のことを依頼した。

- a. 資金生成単位（又は単位のグループ）の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおける追加的なインプットとして使用することの便益とコストに関する絞ったフィードバックを求めするため、情報要請などの文書を開発することの利点と欠点を評価すること
- b. 下記の事項の一部又は全部について審議会が公開草案を開発し公表することを可能にするために必要となる作業の範囲を識別すること
 - i. IAS第36号「資産の減損」から下記を削除すること
 - a. 使用価値の計算から、将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から発生すると見込まれるキャッシュ・フローを除外するという制約
 - b. 使用価値を計算する際に税引前のインプットを使用するという要求
 - ii. 下記を開示する要求を追加すること
 - a. 各年度において、のれんが減損テストのために配分されている資金生成単位（又は単位のグループ）のヘッドルームに関する情報
 - b. 各年度において、過去の企業結合ごとののれんの内訳（のれんの帳簿価額が回収可能である理由を説明）
 - c. 企業結合が生じた年度において、企業結合で取得した識別可能資産の正味の価値を超過するプレミアムを支払った理由、購入対価の根拠となった主要な仮定又は目標、また、その後の各年度において、実際の業績と当該仮定又は目標との比較

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、スタッフは次のステップについての分析を提示する。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

国際会計基準審議会（審議会）は2018年4月25日に会合し、動的リスク管理に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。審議会は、アジェンダ・ペーパー4A（情報目的のみのために提供された）において現在までの決定の要約を提示された。何も決定は行われなかった。

目標プロフィール：指定及び適格要件（アジェンダ・ペーパー4B）

審議会は、目標プロフィールへの適格要件の適用について、目標プロフィールの中の項目の指定及び文書化の要求事項とともに議論した。審議会は、次のようなモデルの開発をスタッフが継続すべきであると暫定的に決定した。

1. 目標プロフィールを決定するために使用される項目の適格要件を設定する。
2. ポートフォリオの指定を認める。
3. 定義された要件を満たす場合に、ポートフォリオの一定割合の指定を認める。
4. 任意の指定解除を禁止する。
5. 所定の事象が生じた場合に、指定解除を要求する。
6. 目標プロフィールを決定するために使用される項目の正式な文書化を要求する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

コア要求払預金に関して、スタッフは、下記の適格要件が満たされる場合には、モデルの中で金融負債を要求払預金として扱うことができると提案した。

- ・ 要求払の特徴を有している。かつ、
- ・ 市場金利の変動による金利改定が行われない。

さらに、審議会メンバーは、コア要求払預金の名目金額とそれらの期日は、合理的で裏付け可能な情報に基づいていなければならないと記述した要件を追加するようスタッフに指示した。

また、審議会メンバーは、金融負債が要求払預金であるためには、支払う金利は発行者の裁量でのみ変更することができ、発行者は市場金利が変化した場合に支払う金利を変更する契約上の義務がないことを明確化するようスタッフに指示した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

ポートフォリオの動的性質（アジェンダ・ペーパー4C）

一連の仮想的シナリオを通じて、審議会は、ポートフォリオの動的性質が、動的リスク管理の会計モデルにおいて資産プロフィールと目標プロフィールの両方にどのように影響を与えるのかを議論した。審議会は、ポートフォリオの動的性質が資産プロフィールと目標プロフィールとの間の相互関係にどのように影響を与えるのかについても議論した。

何も決定は行われなかった。

今後のステップ

今後の会議で、スタッフは、動的リスク管理の目的で使用されるデリバティブ金融商品について議論し、業績評価に関する議論を開始する計画である。

開示に関する取組み—「重要性がある」の定義（アジェンダ・ペーパー11）

国際会計基準審議会（審議会）は2018年4月25日に会合し、公開草案「『重要性がある』の定義」（IAS第1号及びIAS第8号の修正案）に対して寄せられたコメントについて議論した。

何も決定は行われなかった。

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は公開草案における提案を再審議する。

IFRS 基準における適用上の論点

審議会は、2018年4月25日に会合し、適用及び維持管理のプロジェクトについて議論した。

IFRIC® Update と解釈指針委員会のプロセス（アジェンダ・ペーパー12A から 12C）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の2018年1月と3月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、IFRIC® Update で公表された（アジェンダ・ペーパー12A 及び 12B）。

審議会は、委員会が受けた質問（非常に個別的な事実パターンに関わる質問を含む）に対応する方法に関しての最近の委員会の議論についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12C）。

審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675